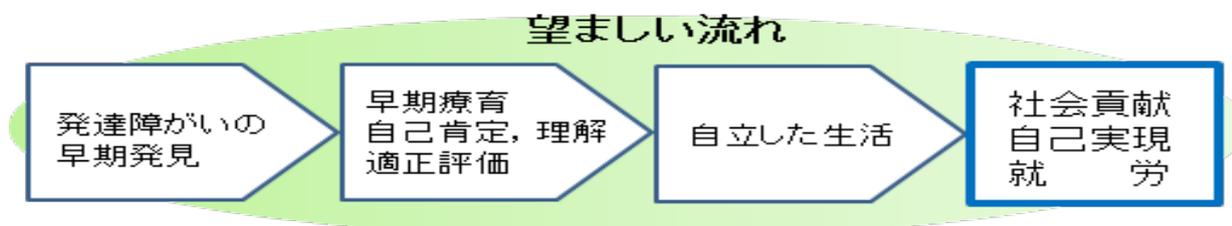


## 福岡市の発達障がいの現状

## 1. 発達障害とは

発達障害とは、脳機能の障がいであってその症状が通常、低年齢において発現するもので、自閉症スペクトラム障害、注意欠如・多動性障害、学習障害などがある。個人により特性は様々だが、他人とのコミュニケーションに困難を感じる人が多いとされている。発達障がいにおいては、不登校や引きこもり等の問題行動やうつ等の精神疾患といった、発達障がいとは別の症状である二次障がいが発生した場合、もともとの発達障がいに加えて、二次障がいへの対応も必要となり、その多くは治療を伴うため、社会活動に大きな支障となる。

発達障がいの特性がある人については、なるべく早い時期にその人の特性を把握し、その人に適切な対応方法を見つけ、まわりの人がその対応方法をとることができる環境を整備し、その環境を、ライフステージが変わっていても、維持し続けることが重要であるとされている。



(福岡市発達障がい児・者支援等拠点施設(仮称)基本構想より引用)

## 2. 支援体制の整備

平成17年 4月 発達障害者支援法 施行

平成18年12月 福岡市発達障がい者支援センター 設置

平成28年 8月 改正発達障害者支援法 施行

【平成28年 改正のポイント】 ※厚生労働省資料より

✚ ライフステージを通じた切れ目のない支援

医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人の発達障がい者に「切れ目のない」支援を実施することを目的に追加

✚ 家族なども含めた、きめ細やかな支援

教育、就労の支援、司法手続における配慮、発達障がい者の家族等への支援などの規定の改正を通じて、きめ細やかな支援を推進

✚ 地域の身近な場所で受けられる支援

地域の関係者が課題を共有して連携し、地域における支援体制を構築することを目指すとともに可能な限り身近な場所で、必要な支援が受けられるように配慮

## 3. 福岡市における発達障がいの現状

## (1) 乳幼児期

○療育センター等における新規相談児数と発達障がいの診断

新規の受診児数は年々増えており、新規相談の約6割が発達障がいと診断されている。

	H27	H28	H29	H30	R1
新規受診者(人)	1,294	1,423	1,417	1,518	1,614
発達障がいと診断された人数(人)	794	938	908	1,000	1,016
割合	61.4%	65.9%	64.1%	65.9%	62.9%

※療育センター等・・・心身障がい福祉センター、西部療育センター、東部療育センター

## (2) 学齢期

○福岡市立小・中学校の通常学級に在籍する発達障がいの可能性のある児童・生徒

	H27	H28	H29	H30	R1
診断あり(人)	908	699	836	1,050	1,128
割合	39.2%	29.3%	34.0%	39.5%	37.8%
診断なし(人)	1,409	1,688	1,625	1,611	1,858
割合	60.8%	70.7%	66.0%	60.5%	62.2%
合計(人)	2,317	2,387	2,461	2,661	2,986
全児童・生徒に対する割合	2.07%	2.11%	2.16%	2.32%	2.60%

## (3) 発達障がい者支援センター

○発達障がい者支援センターにおける年間相談者数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
実相談者数(人)	1,393	1,453	1,514	1,404	1,331
0～18歳(人)	615	679	693	678	588
割合	44.1%	46.7%	45.7%	48.3%	44.2%
19歳以上(人)	607	639	714	642	657
割合	43.6%	44.0%	47.2%	45.7%	49.4%
不明(人)	171	135	107	84	86
割合	12.3%	9.3%	7.1%	6.0%	6.4%

## (4) 区障がい者基幹相談支援センター

○区障がい者基幹相談支援センターにおける発達障がい児者の新規相談件数

	H27	H28	H29	H30	R1
発達障がい者	—	—	98	98	106
発達障がい児	—	—	36	58	70
合計(人)	—	—	134	156	176

※区障がい者基幹相談支援センターはH29年より開設

令和2年9月1日 福岡市発達障がい者支援地域協議会

# 福岡市発達障がい者支援センター 実績報告



**福岡市社会福祉事業団**

福岡市発達障がい者支援センター  
(ゆうゆうセンター)

# 福岡市発達障がい者支援センターの主な事業

相談支援

家族支援

支援者  
育成

普及啓発

関係機関  
との  
連携

発達障がい者支援センターの  
地域支援機能の強化

# ゆうゆうセンターの主な事業



①相談支援 本人、家族、支援者、知人、勤務先

②家族支援

保護者向け連続講座『はじめの一步』  
ペアレントメンター養成・派遣事業  
ペアレントトレーニング「Pステップ」実施事業

③支援者養成  
研修講座

発達障がいトピック講座①②  
ASD支援者養成研修  
初級セミナー 実践トレーニングセミナー

④関係機関との連携・機関コンサルテーション

⑤世界自閉症啓発デー/発達障がい啓発週間 等 普及啓発

## ■相談者実人数（年齢別）

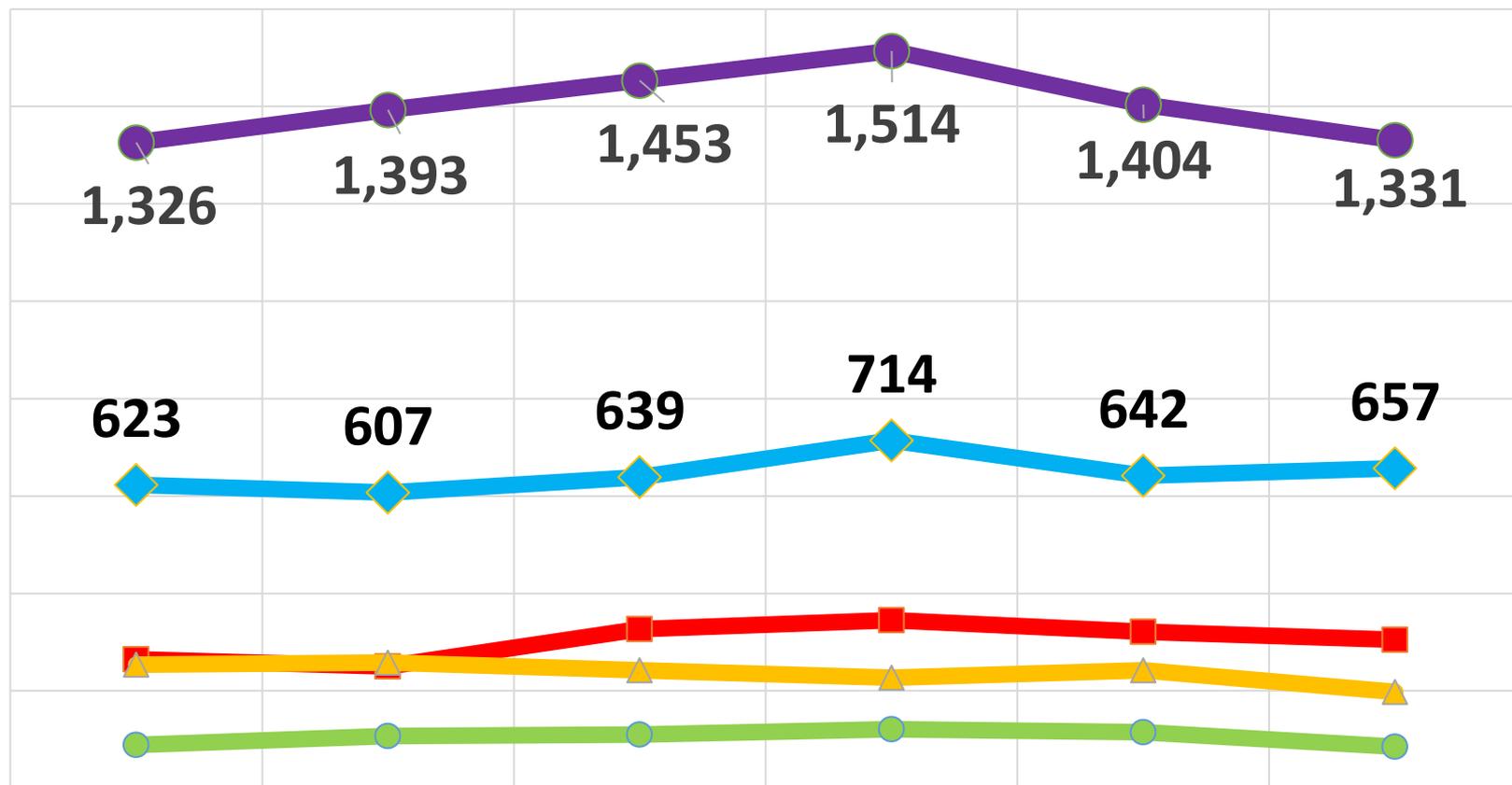
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0～6歳	121	115	85
小学生	345	321	305
中・高生	227	242	198
19歳以上	714	642	657
不明	107	84	86
計	1,514	1,404	1,331

単位：人

- 電話相談のみで終結する相談者が減少傾向
- 来所相談や継続相談は増加傾向

# 相談対象者の年齢別推移(実人数)

人

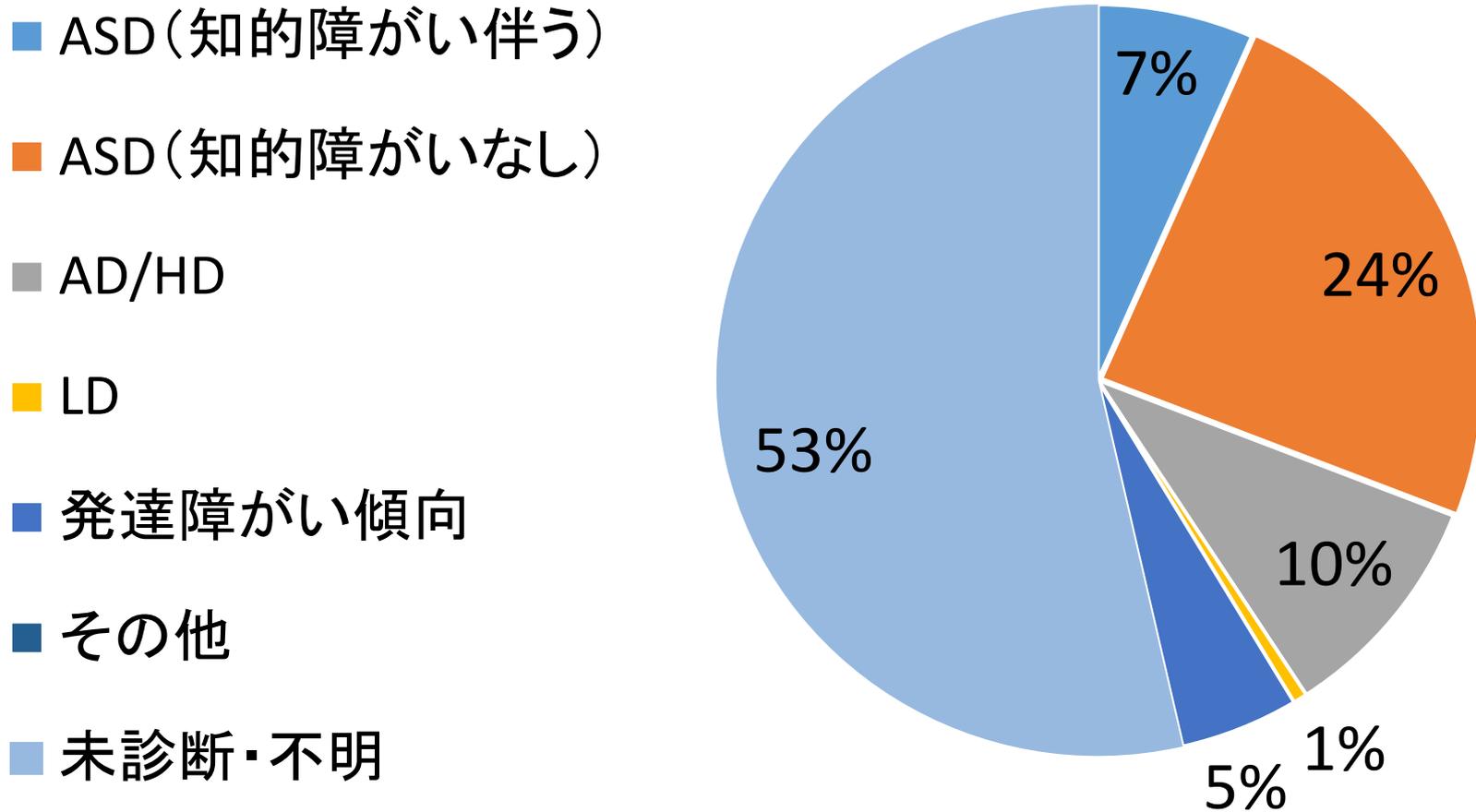


H26 H27 H28 H29 H30 R1

● 0~6歳 ■ 小学生 ▲ 中・高生 ◆ 19歳以上 ● 計

# 相談者の医学的診断の状況

令和元年度相談者実人数1,331人内訳



## ■相談者のべ対応件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
本人	1,160	1,230	1,260
家族等	1,906	1,855	1,849
その他	142	139	77
計	3,208	3,224	3,186

単位：件

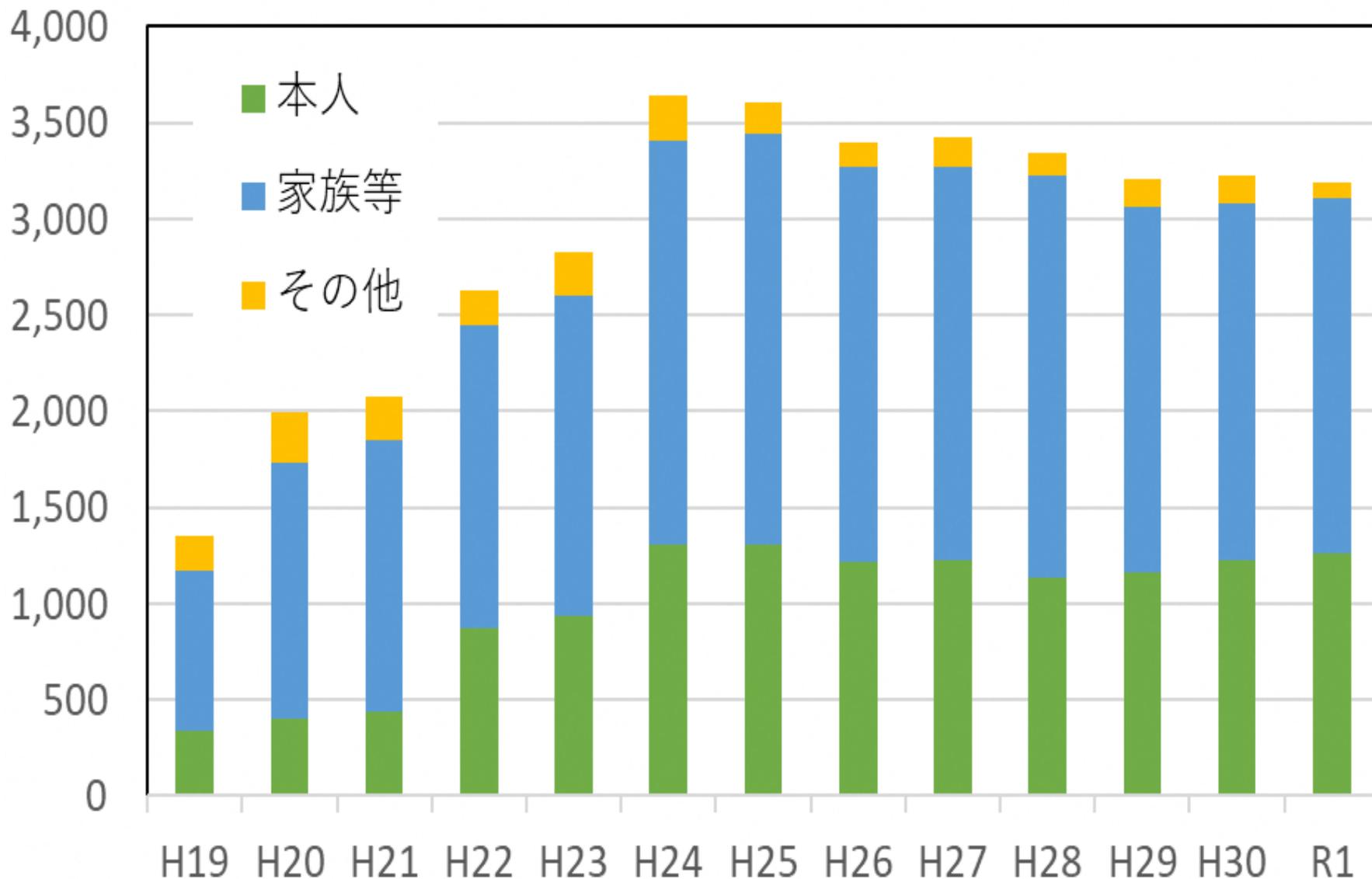
## ■令和元年度相談者のべ対応件数 内訳

	19歳未満	19歳以上	不明
本人	81	1,122	57
家族等	1,061	755	33
その他	25	43	9
計	1,167	1,920	99

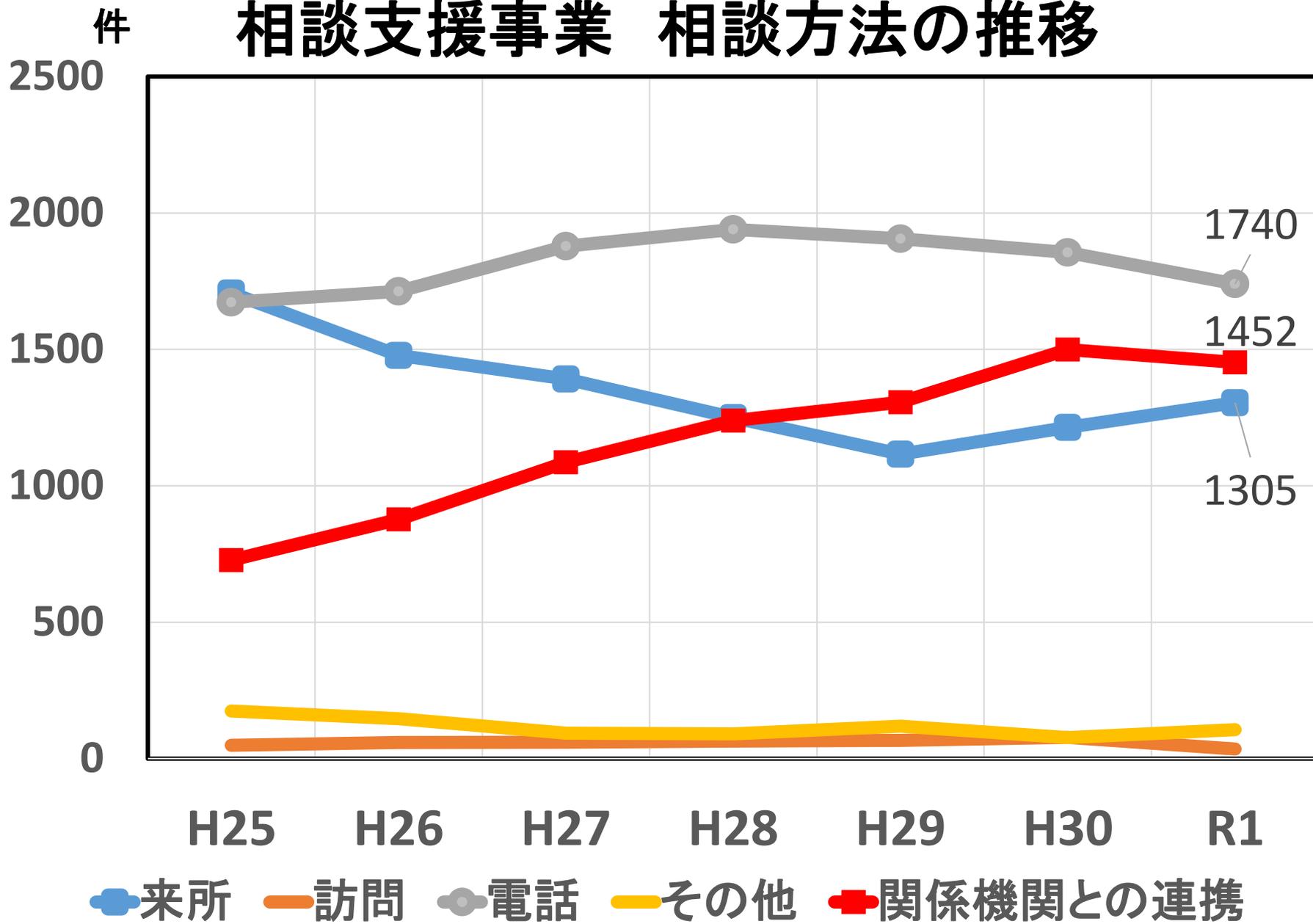
単位：件

件

## 相談支援（相談・就労・発達）年度別相談件数



# 相談支援事業 相談方法の推移



# ペアレントメンターとは

- 自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験
- 相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親
- 同じような発達障がいのある子どもを持つ親に共感的な支援を行う
- 地域資源についての情報提供をしたり、体験談を話したりすることができる

# ペアレントメンター養成と登録

➤厚生労働省 発達障害児者及び家族支援事業  
「ペアレントメンター養成事業」として位置づけ

➤福岡市では  
平成24度からペアレントメンター養成研修実施  
現在までに5回の養成研修を実施済み

平成25年

『福岡市ペアレントメンター派遣要綱』制定

- 研修履修後、希望する者が福岡市にメンター登録
- 現在登録者は42名

# ペアレントメンター派遣の状況

## ◇活動状況

	派遣件数	派遣延べ人数
28年度	34件	61名
29年度	31件	61名
30年度	35件	70名
R元年度	32件	65名

## ◇活動内容

- ・保護者学習会等での「体験談」
- ・支援者向け研修での話
- ・子育てサロン等での相談対応

## ◇派遣先

- ・児童発達支援センター等療育機関
- ・行政(民生委員、家庭支援員 子育てサロン)
- ・発達障がい者家族会 等

# 子育てサロンでの ペアレントメンターの活動

## 〔 参加保護者のニーズ 〕

広いところで子どもを遊ばせたい

ほかの親子と交流したい

スタッフに相談したい

ミニ講座に参加したい  
※年2回 先輩ママの体験談

先輩ママに相談したい

## 〔 メンターの対応 〕

- 親子の遊びを見守り 
- 必要に応じて保護者の話をきく  
↓  
\*メンターの個別相談に  
繋がる場合も



メンターの体験談（20～30分程度）  
\*幼児期の子育てを振り返って

ペアレントメンター2名と個別相談 

# 子育てサロンへのペアレントメンター活用の効果

## サロンに参加する保護者にとって

- 発達が気になるわが子の子育て不安に共感してもらえる
- 安心できる場所で、身近に、気軽に、安心して話せる  
（メンターへの相談希望は増加傾向）
- 前向きな子育てへと繋がる

## ペアレントメンターにとって

- 自身の経験を活かす自己実現の場
- 自らもメンター（親）同士、地域の支援者などとの「つながり」が持てる

## サロン主催側にとって

- 保護者のニーズ（先輩ママと話したい）に合わせた支援を提供できる
- 家族が抱える思いを知り、「発達障がい」についての理解が深まる

# ペアレントメンターカフェ

- 子育ての悩みを抱える保護者同士の語り合いにペアレントメンターがスタッフとして参加
- 相談者5名程度にメンター複数で『茶話会』の形態
- 相談者に対する情報提供の量と多様さがメリット
- 区基幹相談支援センターとの共同実施にて昨年度試行済今年度も数回の実施予定あり
- 相談につながりにくい方の「つながりの場」として発達障がいに対する「理解の場」として親同士や支援スタッフの「仲間づくりの場」として地域での実施を目指す

# 関係機関連携

## ①当センター相談者を通じた連携

- ・相談者の所属機関と支援方法や方向性を共有
- ・本人の障がい特性を共有
- ・アセスメント情報の共有 支援の方向性の共有  
支援会議(多くの機関が関わるときはより重要)

## ②支援機関に対しての連携

- ・機関コンサルテーション  
支援機関を訪問し、対応方法の助言を行う
- ・職員研修等への講師派遣

## ③関係機関で実施される会議への参加

# 関係機関連携

- 相談者の関係する機関へまず連絡 → 連携へ
- 事業所の状況(物理的環境、利用者や職員体制の状況)  
支援の状況(活動内容や日課、支援の方向性)を把握  
支援方針や職員の思いなどを確認
- 本人・家族・支援機関の状況を踏まえて対応 連携 助言
- 支援方法や支援方向性の一致を図る

# 機関コンサルテーション

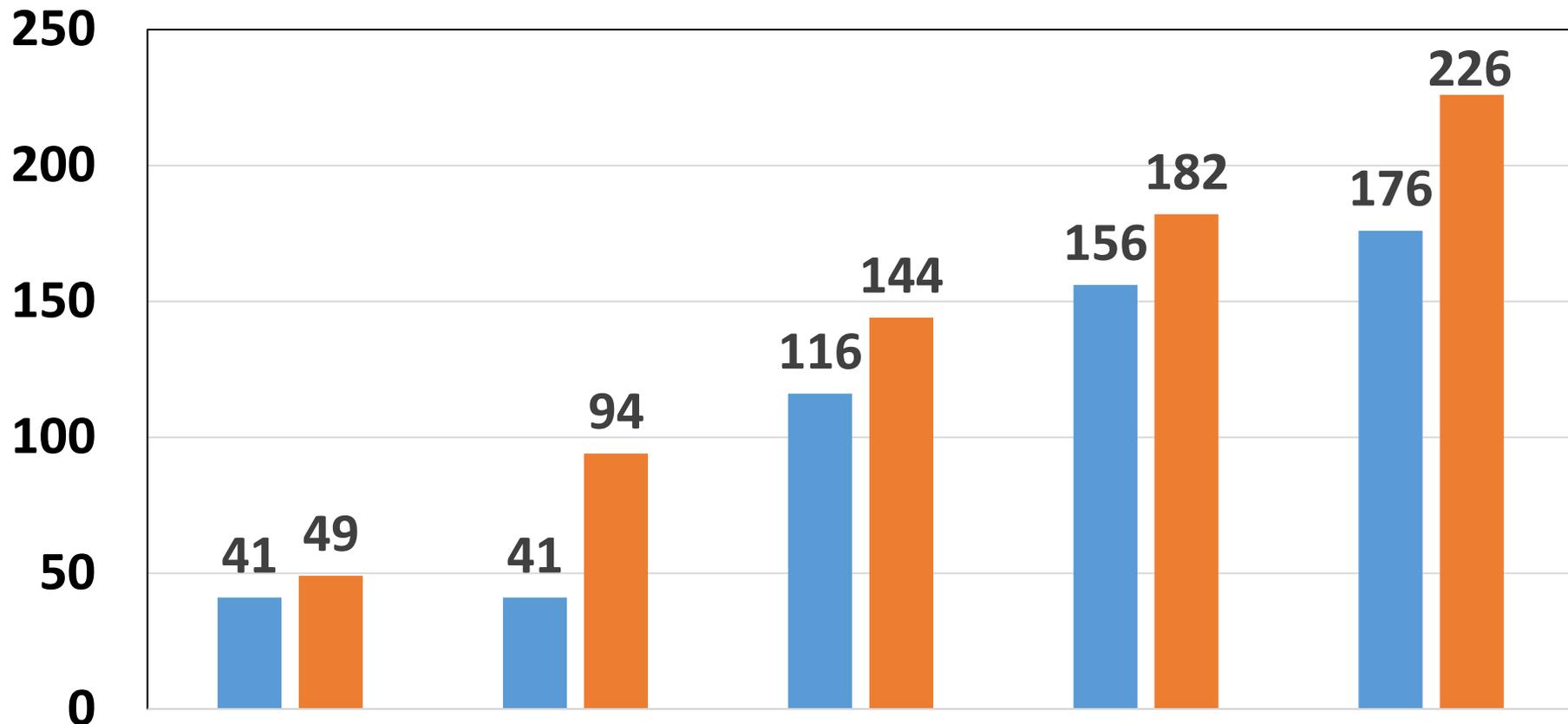
①単発コンサルテーション(職員研修 訪問・助言)

②継続コンサルテーション(月1回×7回程度連続)

- 発達障がいのある人への支援を行う機関に対し、対象者の特性の見立てを伝え、助言を行う
- 支援機関の支援力向上を図る
- 支援者養成研修講座との連動ができれば理想的
- 機関全体への関わり → 職員全体の意識の変化へ  
職員集団の基盤ができる 一貫した支援の基盤となる

# 機関コンサルテーション 実施件数

件



■ 相談者対応

■ 機関全体対象

# 機関コンサルテーション 実施機関数内訳

令和元年度

機関種別	箇所数
放課後等デイ	7
成人事業所	5
相談支援事業所	2
学校	2
事業団施設	6
児童養護施設	1
児童入所施設	1
その他	6
計	30

# 最近の相談者傾向

ライフステージ	割合の高い相談者主訴
幼児期	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本人の行動に保護者が疲弊</li> <li>• 診断や対応、予後など正しい情報がほしい</li> </ul>
学齢期	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校や家庭での暴言・暴力、行動問題</li> <li>• 不登校 虐待リスク</li> <li>• 家庭基盤の弱さ キーパーソン不在</li> <li>• 各支援機関それぞれの方向性</li> <li>• 対応の一貫性のなさによる不適應増大</li> </ul>
成人期	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 二次障がい 未診断 家庭基盤の弱さ</li> <li>• 独居 キーパーソン不在 生活困窮</li> <li>• パートナー相談 当事者の子育ての相談</li> <li>• 未診断 就労中 上司や同僚からの相談</li> <li>• 障がい福祉サービス事業所での不適應</li> <li>• 各支援機関それぞれの方向性</li> </ul>

福岡市の発達障がい児者支援について

発達障がい者支援センターが  
業務を通して感じる課題  
(別紙)



## キーワード

- ① 予防的な支援
- ② 各機関の支援方向性の一致

- 『気になる子』の段階での保護者支援  
子育て支援サロン等との連携  
ペアレントメンターの活用
- 支援者育成  
各種研修講座 機関コンサルテーション  
Pステップ（ペアトレ）実施サポート
- 関係機関連携の強化（地域支援マネジャーの配置）
- 多様化する当事者像と各支援現場の困り感への対応

ご清聴ありがとうございました。



**Fukuoka**



令和2年9月1日 福岡市発達障がい者支援センター作成

## 福岡市の発達障がい児者支援について 発達障がい者支援センター業務を通して感じる課題

領域	課題	発達障がい者支援センター業務の方向性
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発達障がいの診断ができる医療機関の初診待機</li> <li>○家族等は困り感があるが、受診に至らない人への対応</li> <li>○二次障がい事例の診断と支援へのつなぎ 引きこもり 不適切行動 精神疾患等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○未診断・グレーゾーンも相談対象として明確に位置付け</li> <li>○当事者または家族への相談支援</li> <li>○啓発事業・市民向け講座実施</li> </ul>
保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼児期のグレーゾーン、診断前後の『気になる子』の保護者支援 寄り添いと正しい情報提供</li> <li>○発達障がい当事者の結婚 育児のサポート 家族や配偶者への寄り添いと正しい情報提供</li> <li>○引きこもり、暴力暴言、精神疾患、行動障がい等の二次障がい状態にある事例への対応 家族支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ペアレントメンターの活用</li> <li>○区子育て支援業務との連携</li> <li>○当事者または家族への相談支援</li> <li>○関係機関との連携・共同支援</li> </ul>
福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>○困難事例への対応 家族支援 (児童発達支援・障がい福祉サービス)</li> <li>○知的な遅れのない発達障がい者と支援者とのコミュニケーション</li> <li>○二次障がい等により、サービス利用につながりにくい人への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関との連携</li> <li>○支援者育成 各種研修講座</li> <li>○機関コンサルテーション</li> <li>○OPステップ(ペアレントトレーニング)実施サポート</li> <li>○区基幹相談支援センターとの連携強化</li> <li>○地域でのペアレントメンター・カフェ実施(試行中)</li> <li>○当事者の『体験機会』を支援</li> </ul>
教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>○『気になる児童・生徒』と保護者への対応</li> <li>○困難事例への対応 家族支援</li> <li>○発達障がいの特性がある不登校児と家族への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校との連携 (SSWとの連携強化等)</li> <li>○関係機関との連携</li> <li>○支援者育成 各種研修講座</li> <li>○機関コンサルテーション</li> <li>○当事者または家族への相談支援</li> </ul>
労働	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企業等の発達障がいに関する理解促進</li> <li>○未診断の人についての職場(上司や同僚)の困り感への対応</li> <li>○困難事例・就労前段階の人への就労支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○知人・勤務先も相談対象として明確に位置付け</li> <li>○関係機関との連携</li> <li>○支援者育成 各種研修講座</li> <li>○当事者または家族への相談支援</li> </ul>

支援機関 共通	○本人・家族・各支援機関の方向性がまちまち 将来を見通した支援になりにくい ○支援者育成・チーム支援の実施	○関係機関連携 調整会議 各支援機関の支援方向性の一致へ ○各種研修講座 機関コンサル
当事者 支援	○未診断の人への対応 ○自己理解への支援 傾聴とフィードバック 伴走型支援	○相談支援 ○当事者活動試行 ○体験の場の検討 作業や余暇体験 各機関見学同行
家族支援	○発達障がい理解と対応力向上 ○診断前後のゆらぎへの寄り添い ○配偶者・パートナー相談  ○キーパーソン不在の家庭への支援 ○困難事例の家庭への支援	○連続講座「はじめの一步」 ○相談支援 ○Pステップ実施サポート ○ペアレントメンターの活用 ○親の会との連携 ○関係機関との連携
啓発	○一般市民 司法等への発達障がい啓発	○一般市民向け研修講座 ○行政 司法等への研修講座 ○自閉症啓発デー等 啓発活動実施

### 発達障がい者支援センター（ゆうゆうセンター）の今後の方向性

キーワード： ①予防的な支援 ②各機関の支援方向性の一致

#### ○『気になる子』の段階での保護者支援

- ・乳幼児期のグレーゾーン、育てにくい子とを感じる保護者へのサポート
- ・各区の子育てサロン等（発達に気がかりがある子と保護者対象）との連携
- ・ペアレントメンターの活用

#### ○支援者育成

- ・各種研修講座と機関コンサルテーションの連動
- ・Pステップ（ペアレントトレーニング）の事業所等での実施をサポート

#### ○二次障がい 生きづらさ 等の困難事例への対応

- ・成人期 就労前のスモールステップでの体験の場をどう作り出していくか（当事者活動等）
- ・行動障がいなど、学齢期の困難事例への対応（保護者支援 関係機関連携 本人アセスメント）

#### ○関係機関連携の強化

- ・教育・福祉サービス現場との連携
- ・区障がい者基幹相談支援センターとの連携強化（地域課題の把握 当センター事業の周知）

◎多様化する当事者像と各支援現場の困り感・・・各機関の支援方向性の一致を図る